

街と施設のリニューアル

毎年、道路や公園をはじめとする街への投資や、施設への取り組みが行われています。

その財源には一般財源や市債、国や府の補助金などを活用していますが、歳入の内、街に関する事業に使うよう目的が定められている税金があります。それは「都市計画税」です。その用途は、都市計画事業（道路、公園・緑地、下水道、ゴミ処理場など）や土地区画整理事業などに限定されています。都市計画税の額は、土地または家屋×0.3%となっており、令和5年度決算では、歳入として約25億4640万円となっています。目的税であることから、それらの額がしっかりと目的通りに使われているかどうかの確認は、決算時に行われます。当該年度では、都市計画事業に約50億円、地方債償還に約8億円の合計約58億円の事業に充てられていました。

令和7年度予算では、歳入が約26億円見込まれており、都市計画事業に約32億円、地方債の償還に約9億円支出する予算が組まれています。

【寝屋川駅周辺地域】

- ◆寝屋川市サービスゲートの開庁（旧駅前庁舎）
- ◆ねやがわシティ・ステーションがパスポートセンターへ（パスポート、マイナンバーカード、就労関係の業務）
- ◆（仮称）こども専用図書館の整備（R.8春にオープン）
- ◆アドバンス1号館5階 生涯学習施設の設計（R.9春にオープン）
屋上にスポーツ広場（R.9.3月にオープン）
- ◆東西駅前広場リニューアルへの設計（工事期間は複数年の予定）

【香里園地区】

- ◆連続立体交差事業
進捗率は約40%（金額ベース）
R.9の仮線切替えを目標としており、その時点で完成時期の公表予定。
- ◆香里南之町ポンプ場の移設工事

【寝屋二丁目・寝屋川公園地区】

土地利用の計画素案に向けた対応
（街開き時期は未定）

【国松地区】

土地区画整理事業の道路築造と電線共同溝は市が実施主体として整備

【打上川治水緑地】

パークマネジメント導入を目指し、年末からR.8にリニューアル工事。駐車場舗装、グラウンド、桜並木の歩道、水遊び場などを予定。工事は、全面閉鎖とならないように対応。

【高宮廃寺跡】

保存と活用に向けた整備工事

【東部エリア】

- ◆明和住宅の建て替え（2棟で45戸を予定）への設計業務（工事は2年間予定）
- ◆たんぼぼ保育所の定員増（120人⇒159人）への整備
- ◆ふるさとリーサム地区まちづくりは、本年度の明和南地区の整備をもって終了

【南寝屋川公園周辺エリア】

- ◆緑風園を解体するための調査・設計
- ◆南寝屋川公園
R.7から2年かけて設計。R.9から工事予定。
解体した緑風園跡地も公園として一体的に整備。

【萱島駅周辺エリア】

- ◆萱島讚良線
R.8年度の事業認可を目指す。
そのための地籍調査として、萱島桜園町、萱島東1・2丁目を実施。
- ◆市民体育館のトイレ改修

【旧総合センター周辺】

- ◆総合センター跡地
小規模多機能型スポーツ広場を整備するための設計（R.9春にオープン）
- ◆池の里市民交流センター
アリーナのエアコン設置に向けた設計

望が丘小学校を除く、全ての小学校（22校）の体育館にエアコンを設置します。
全小中学校のトイレを3年かけてリメイクしています。

新年度予算の決め方

予算の採決に至るまでの手順

- ①議案の提案・・・行政（提案者）による提案説明 ⇒ 質疑 ⇒ 委員会へ付託
- ②3つの常任委員会・分科会・・・所管の議案を審査
- ③予算決算常任委員会全体会・・・討論 ⇒ 採決
- ④本会議による採決・・・委員長報告 ⇒ 委員長報告に対する質疑 ⇒ 討論 ⇒ 採決

採決の前にある「討論」とは？

委員会で議案内容を十分に論議します。その後の採決の前に、議案に対して賛成か反対かの自分の意見を理由と共に表明することが「討論」で、審議の中心となる発言です。議会制度ができた当時の討論の働きとして、意見の異なる相手や意見を決めかねている相手に対し、同調させる目的がありました。

全員が同じ立場の場合、「討論」は機能しないのでは？

討論の機能として、賛否に同調を求めることだけを目的とした場合、全員が同じ立場であれば討論は不要と考えられ、そのように運営している議会もあります。（討論をする議員は、事前に通告書の提出します。それを議長が確認することで全員の意思が把握できます。これは議員間のルールであって、市民には分からない議会運営という欠点があります。）逆に、全員が同じ立場でも討論を行う議会もあります。

「説明責任」という重要な役割に

実は、標準的な条文は示されていますが、その運用は各議会で決めることになっています。そこで、情報化社会になり、長い年月を経て議会運営が収斂された今、討論の機能として「何故そのような立場を取ったのかを意見表明することで説明責任を果たす」ということを重視する傾向にあります。

私の考えは、明治期に作られた条文の運用解釈は、今の時代には適していないという立場です。討論は意見表明であり、議案に対しての考えを述べることのできる貴重な時間です。議員同士が同じ立場であるなら、次の相手として、行政に対しての意見を述べることは重要です。本市議会では、3つの委員会に分けて審議することから、複数の委員会にまたがる指摘を行うことは大変重要ですが、古い解釈では目的に達することになります。よって、「今の時代に合わせた運用を行う。場合によっては、条文の変更を行う姿勢が必要。」というのがこれまでの議会経験で得た考えです。

1. 000億を超える予算の「討論」は、以下のように構成しました。

●複数の常任委員会にまたがる事業は、各委員会では別々に指摘した上で、討論では横断的かつ大所高所の視点での意見表明としました。

- ・サービスゲート・・・議会で特別委員会を設置して対応した経緯のある事案です。
- ・大規模災害への対応
- ・デジタル技術への取り組み
- ・「健康」に対する取り組み方・・・クロスセクター・ベネフィットという考え方を共有化するために例示として取り上げました。

●歳入・財源の確保に向け、3つの委員会では国の補助金などの活用状況を確認しました。その質疑前には国などの制度を確認した上で、不十分と思えることから改革を求める意図をもった内容です。

●これまでに提案してきた事案が具現化された場合には、前向きな評価とともに、より良い取り組み方の提案を加えました。

- ・重層的支援体制の整備・・・たらい回しを改善するための取り組み。
- ・子どもの権利に関する条例制定へ・・・10年余り、議員や会派から提案されてきた条例です。

●予算の配分が弱いと思う分野への指摘

- ・経済産業分野・・・雇用創出が首長の最重要公約であるのが世界標準です。
- ・地球温暖化対策などの環境政策面・・・費用対効果が悪いことを理由に取り組みが進まない分野です。その意識の転換を求めるためです。